

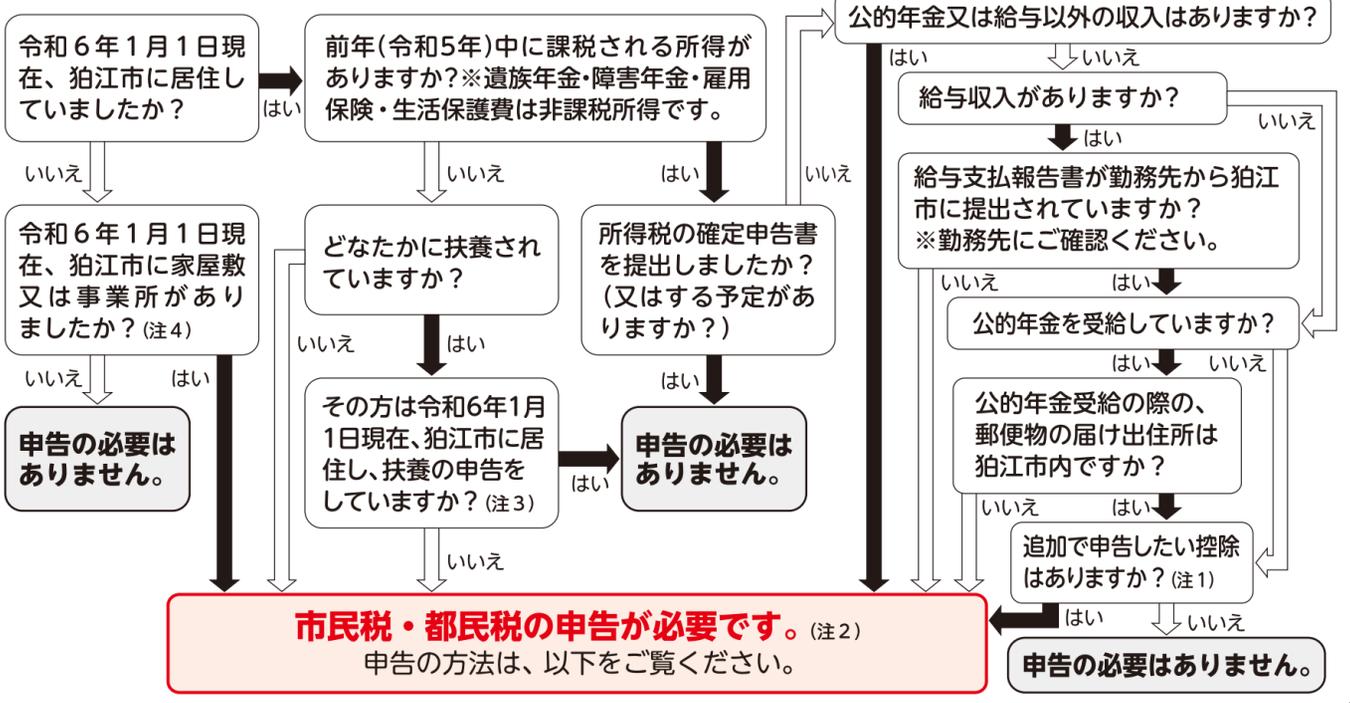
狛江市

令和6年度 市民税・都民税(住民税) 申告の手引

市民税・都民税(住民税)は、前年(令和5年1月1日～12月31日)の所得と控除を基に計算します。同封の申告書は、そのための大切な資料となりますので、必要事項を記入のうえ申告期間内(令和6年2月16日～3月15日)に提出してください。

◆お問合せ・提出先◆
狛江市 市民生活部 課税課
電話 03(3430)1111
〒201-8585 狛江市和泉本町1-1-5

① 市民税・都民税の申告が必要かを確認します。



(注1) 源泉徴収票に記載されていない扶養親族がいる方や、医療費や生命保険料等の控除を追加で受けられる方は、申告をおすすめします。
(注2) ・市民税・都民税(住民税)は、その年の1月1日現在の居住である自治体で課税されます。1月2日以降に狛江市から転出等をした場合でも、狛江市への申告が必要です。
・国民健康保険または後期高齢者医療保険に加入されている方は、所得等に応じて所得割の算定・軽減の判定・高額療養費の自己負担額の判定などを行いますので、収入がない場合でも、申告書表面の「収入のなかった方」の欄に記入し、必ず申告してください。
(注3) 給与所得金額が1,000万円超の方が配偶者を実質的に扶養している場合、その旨を勤務先で申告しているが給与所得の源泉徴収票に当該配偶者の氏名等が記載されていない場合や、所得税の確定申告書の所定欄に当該配偶者の氏名等が記載されていない場合には、狛江市への申告が必要です。(源泉徴収票や確定申告書に記載されていない情報は、市で把握することができません。)
(注4) 家屋数とは、自己又は家族が居住する目的で住所外に設けた独立性のある住宅のことをいいます。

② 申告の方法

- ◆申告書の受付場所
◆受付期間
◆申告書記載方法
◆郵送申告について

狛江市役所 課税課 (2階7番窓口)
令和6年2月16日(金)～3月15日(金) (土・日曜日・祝日は除く)
午前8時30分～午後5時 ★申告は期間内をお願いします。
ただし、2月25日(日)は午前9時～午後1時まで受付をしています。
申告書の書き方については、裏面⑥～⑪をご覧ください。
受付会場は例年混み合います。混雑緩和の観点から、郵送提出を推奨しています。
別紙の郵送用宛先と切手をお手持ちの封筒の表面に貼り付けるか、上に記載の「お問合せ・提出先」を記載してお送りください。詳細は、別紙のチェックリストをご覧ください。
※郵送申告で受付書(キリトリ線の上側)と同封提出書類の返送を希望する方は、必ず返送希望書類(申告書含む)全ての写しと、返送先を記載し切手を貼った封筒を同封し、お送りください。

③ 申告の際に必要なもの

- 1. 前年中に所得がある方は、所得を証明する書類(源泉徴収票、給与明細書、給与証明書等)
2. 医療費控除を受ける方は、医療費の明細書(※5) {スイッチOTC薬控除を受ける方は、医薬品等購入費の明細に加え、一定の取組を行ったことを明らかにする書類(健康診断結果等)}
3. 前年中に支払った国民年金保険税がある方は、控除証明書等
4. 生命保険料・地震保険料控除を受ける方は、控除証明書等
5. 寄附金税額控除を受ける方は、それらの寄附を行ったことがわかる受領証等
6. 障害者控除を受ける方は、障害者手帳又はそれを証明できるもの
7. 勤労学生控除を受ける方は、学生証
8. 国外に居住する親族の扶養を申告する場合は、親族関係書類および送金関係書類等(外国語で作成されている場合は、日本語訳されたものが必要です。)

(注5) 医療費の領収書を添付する方法では、医療費控除は受けられません。必ず、医療費控除の明細書(医療を受けた人ごとかつ病院や薬局ごとに、医療費の支払額を自分で集計したもの、又は同内容が記載された一覧)を添付、又は申請書の裏面に記入してください。

～添付書類の糊やホチキスでの貼付は不要です～
各種資料は、糊やホチキスで貼付していない状態で、申告書と併せてお持ちください。また、郵送でご提出される際も、各種資料は貼付せず、申告書と同封のうえ、ご郵送ください。

④ 非課税になる方の条件

- 以下のいずれかに該当する方は、市民税・都民税・森林環境税が非課税になります。
1. 生活保護法の生活扶助を受けている方
2. 障がい者・未成年者・寡婦又はひとり親で合計所得金額^{※1}が135万円以下の方
3. 合計所得金額^{※1}が次の値以下の方
(イ) 扶養親族がいない場合…45万円
(ロ) 扶養親族がいる場合^{※2}…35万円×{(同一生計配偶者^{※3}+扶養親族+本人)の人数}+31万円
※1 合計所得金額は、表面右の「★合計所得金額」のフキダシをご覧ください。
※2 「扶養親族がいる」とは、扶養対象者が扶養控除の条件を満たす場合に限りです。対象者の合計所得金額が48万円を超えている場合等は含みません。
※3 同一生計で合計所得金額が48万円以下の配偶者(納税義務者本人の合計所得金額が1,000万円超で配偶者控除を受けられない場合も含みます)です。配偶者特別控除(配偶者の合計所得金額が48万円超133万円以下)の対象である配偶者は含みません。

(この手引は令和5年12月時点の税制に基づき作成しています。)

⑤ 市民税・都民税(住民税)の計算方法について

※営業等所得、その他雑所得、業務に係る雑所得については、裏面の「⑥主な収入・所得金額」をご覧ください。

(表1) 公的年金等所得の速算表

年齢	公的年金等収入金額(A)	公的年金等所得金額 (公的年金等所得以外の合計所得金額(B)の額によって計算式が異なります。) ※Bは下表「●所得金額調整控除」の内、条件1を適用した後で計算		
		B:1,000万円以下	B:1,000万円超～2,000万円以下	B:2,000万円超
65歳以上 昭和34年1月1日 以前生まれ	90万円以下	0円	0円	0円
	90万円超～100万円以下	0円	0円	A-90万円
	100万円超～110万円以下	0円	A-100万円	A-90万円
	110万円超～330万円以下	A-110万円	A-100万円	A-90万円
	330万円超～410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円超～770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円超～1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
1,000万円超～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	
65歳未満 昭和34年1月2日 以降生まれ	40万円以下	0円	0円	0円
	40万円超～50万円以下	0円	0円	A-40万円
	50万円超～60万円以下	0円	A-50万円	A-40万円
	60万円超～130万円以下	A-60万円	A-50万円	A-40万円
	130万円超～410万円以下	A×0.75-275,000円	A×0.75-175,000円	A×0.75-75,000円
	410万円超～770万円以下	A×0.85-685,000円	A×0.85-585,000円	A×0.85-485,000円
	770万円超～1,000万円以下	A×0.95-1,455,000円	A×0.95-1,355,000円	A×0.95-1,255,000円
1,000万円超～	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	

●所得金額調整控除(該当する場合のみ、下表から算出した給与所得金額からさらに差し引く控除)

条件	控除額	備考
条件1	給与収入金額が850万円を超え、次の(イ)(ロ)のいずれかに該当する場合は、(給与収入金額(1,000万円超の場合は1,000万円)-850万円)×0.1の計算結果を、下表から算出した給与所得金額からさらに差し引きます。 (イ) 本人、扶養親族又は同一生計配偶者が、特別障害者に該当 (ロ) 年齢23歳未満の扶養親族(配偶者を除く)を有する。	※(イ)(ロ)両方において、本人以外の該当者は、前年中の合計所得金額が48万円以下の場合に限る。
条件2	給与所得金額および公的年金等所得金額があり、かつ給与所得金額と公的年金等所得金額の合計が10万円を超える場合は、次の金額を、下表から算出した給与所得金額からさらに差し引きます。 (給与所得金額(10万円を超える場合は10万円)+公的年金等所得金額(10万円を超える場合は10万円)-10万円)	

(表2) 給与所得の速算表

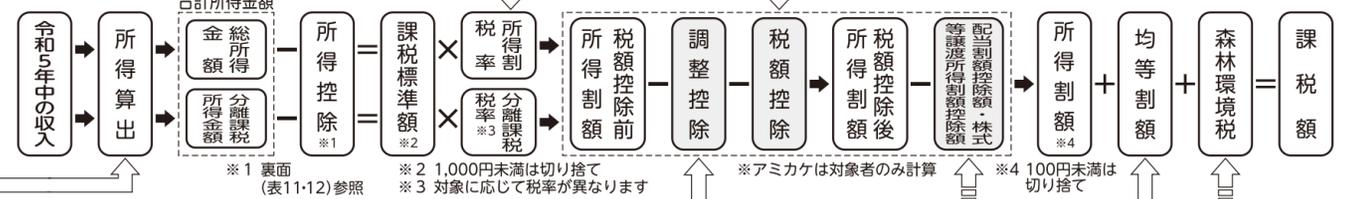
給与収入金額(A)	給与所得金額(所得金額調整控除前)
551,000円未満	0円
551,000円以上～1,619,000円未満	A-55万円
1,619,000円以上～1,620,000円未満	1,069,000円
1,620,000円以上～1,622,000円未満	1,070,000円
1,622,000円以上～1,624,000円未満	1,072,000円
1,624,000円以上～1,628,000円未満	1,074,000円
1,628,000円以上～1,800,000円未満	(A÷4,000※)×4,000×0.6+10万円
1,800,000円以上～3,600,000円未満	(A÷4,000※)×4,000×0.7-8万円
3,600,000円以上～6,600,000円未満	(A÷4,000※)×4,000×0.8-44万円
6,600,000円以上～8,500,000円未満	A×0.9-110万円
8,500,000円以上～	A-195万円

★合計所得金額
分離課税所得(申告不要のものを除く)がある方は、分離分も含めた全ての所得金額(特別控除、繰越損失を控除する前の金額を使います)の合計値です。
④の非課税判定で使用します。

(表3) 住民税の所得割の税率

市民税	都民税
6%	4%

市民税・都民税(住民税)計算の流れ



(表4) 調整控除

合計課税所得金額 ^{※1}	調整控除額
200万円以下	イとロのいずれか小さい額の5% (イ) 所得税との人的控除額の差 ^{※2} の合計額 (ロ) 市民税・都民税の合計課税所得金額 ^{※1}
200万円超	(イ-ロ)×5% (イ) 所得税との人的控除額の差 ^{※2} の合計額 (ロ) 市民税・都民税の合計課税所得金額 ^{※1} -200万円 ただし、この額が2,500円未満の場合は2,500円

※1 合計課税所得金額とは、課税標準額のことをいいますが、分離所得に係る部分は原則含みません。
※2 人的控除額の差は、狛江市ホームページをご覧ください。
※3 合計所得金額2,500万円超の場合、調整控除の適用はありません。

(表5) 配当控除

種類	課税総所得金額		1,000万円以下の部分		1,000万円超の部分	
	市民税	都民税	市民税	都民税	市民税	都民税
利益の配当等	1.6%	1.2%	0.8%	0.6%		
証券投資 信託等	外貨建等証券 投資信託以外	0.8%	0.6%	0.4%	0.3%	
	外貨建等証券 投資信託	0.4%	0.3%	0.2%	0.15%	

(表6) 住宅借入金等特別税額控除

住宅借入金等特別控除のうち、所得税で引ききれなかった金額(控除残額)がある場合、居住開始年月日や取得時の消費税率等の条件から計算する所定の上限額の範囲で、控除残額が市民税・都民税(住民税)から差し引かれます。

(表7) 寄附金税額控除

(対象金額^{※1}-2,000)×0.1+特別控除^{※2}
※1 寄附した金額(上限は総所得金額等の30%)
※2 特別控除は、総務大臣による指定を受けている地方公共団体へ寄附した場合に加算される控除額で、市民税・都民税(住民税)所得割の20%が上限です。

(表8) 配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除

区分	市民税(税率)	都民税(税率)
配当割額又は株式等譲渡所得割額	3/5	2/5

(表10) 森林環境税の税額

1,000円

(表9) 住民税の均等割の税額

市民税	均等割	都民税	均等割
3,000円		1,000円	

⑥ 主な収入・所得金額 (令和5年1月～12月の1年間の収入が対象です。)

Table with 3 columns: 収入・所得の種類, 収入・所得の内容, 所得金額の算出方法. Includes categories like 給与収入, 雑所得, 営業等所得.

⑦ 申告書記入例

Sample tax form showing income entries: 給与収入 (2,500,000), 公的年金等収入 (1,500,000), 雑所得, 所得金額.

以下の○の付いた項目を申告される場合は、取組内容、支払金額等、控除要件を満たすことを証明

Detailed tax form for deductions: 雑損, 医療費, 社会保険料, 生命保険料, 地震保険料, 寄附金, 本人欄, 配偶者, 扶養親族.

扶養している配偶者又は扶養親族が、別居である場合は、氏名等記入欄の右側の「別居」に✓をしてください。(同居の場合は✓不要)

別居

(表11) 人的控除関係一覧

Table listing personal deductions: 障害者, 寡婦ひとり親, 扶養親族, 同居特別障害者, etc.

◆配偶者控除・老人配偶者控除(扶養控除)

Table for spousal and elderly spousal deductions with columns for total income and tax types.

◆配偶者特別控除(扶養の扱いではありませんが、一定の金額を所得から差し引ける控除です。)

Table for spousal special deduction with columns for spouse's total income and tax types.

※ 給与や公的年金等の「収入」を「所得」に換算する計算方法は、表面「⑤市・都民税(住民税)の計算方法について」の(表1)(表2)をご覧ください。

⑧ 所得から差し引かれる金額(表12関係)

Table for deductions from income: 雑損控除, 医療費控除, 社会保険料控除, 小規模企業共済等掛金控除, 生命保険料控除, 地震保険料控除.

⑨ 所得から差し引かれる金額(表11関係)

Table for deductions from income: 障害者控除, 寡婦控除, ひとり親控除, 勤労学生控除, 配偶者扶養控除, 配偶者特別控除.

(表12) 所得控除の計算方法

Table explaining calculation methods for deductions: 雑損, 医療費, 社会保険料.

Table explaining calculation methods for small business and earthquake insurance deductions: 小規模企業共済等掛金, 地震保険料.

⑩ 税額から差し引かれる金額

Table for deductions from tax amount: 住宅借入金等特別控除, 寄附金控除, 配当割譲・株式等譲渡所得割除.

⑪ 収入がなかった方の記載について

以下の例1～3のような、前年中に課税される収入がなかった方は、申告書表面「収入のなかった方」欄の該当する項目に記入して申告書を提出してください。